

令和7年7月

公有車等に係るNHK受信契約未締結について

聖籠町総務課

公有車等に係るNHKとの受信契約の未締結について、適正な事務処理がなされず、町行政に対する町民のみなさまの信頼を損ねることとなり、深くお詫び申し上げます。

以下、経緯等についてご報告申し上げるとともに再発防止に取り組んでまいります。

1 経緯

令和7年5月2日の新潟日報朝刊にて県内自治体でのNHK受信契約未締結事案が報道されたことを受け、聖籠町において同様の事案がないか確認を行ったところ、過去から遡って計13台の車両・端末等において受信契約が未締結だったことが判明しました。

2 原因

本来、受信機ごとにNHK受信契約を締結すべきということについて、以前から職員の認識が不足していたことが原因であったと考えています。

3 受信契約が締結されていなかった受信設備 (現存していないものを含む。)

- ・ カーナビゲーションシステム 8台
- ・ ワンセグ対応携帯電話 1台
- ・ テレビ 4台

4 今後の対応

NHKと速やかに協議を行い、現存する受信設備については受信契約を締結するとともに、契約未締結分の受信料については、遡及して支払うべき額(989,636円)について、支払いに向けた必要な手続きを進めます。

また、再発防止策として、テレビの受信設備ごとに契約が必要となることについて、車両・施設等の管理担当職員に定期的に周知する機会を設けるとともに、車載機器については、原則としてテレビが受信できない車種・機器を選定します。

担当：

聖籠町総務課

電話 0254-27-2111 (内線 221)

メール soumu@town.seiro.niigata.jp